

高知龍馬マラソン2025警備・交通規制案内業務仕様書

1. 委託業務名称

高知龍馬マラソン2025警備・交通規制案内業務

2. 高知龍馬マラソン大会概要

※別紙「高知龍馬マラソン2025開催要項」及び「コース図」参照

3. 実施時間

警備時間

<前日>

○春野運動公園陸上競技場・城西公園

・令和7年2月15日(土)19:00～2月16日(日)5:00(夜間)

【総時間数：80時間程度、総人員：8名程度】

○中央公園

・令和7年2月15日(土)11:00～19:00

【総時間数：24時間程度、総人員：3名程度】

<当日>

○スタート・ゴール会場、コース、主要道路へのアクセス、サテライト南国、
あんしんセンター、コース周辺の苦情が出やすい地域ファンラン会場

・令和7年2月16日(日)5:00～18:00

【総時間数：3,300時間程度、総人員：575名程度】

○ペアリレー中継地点(高知県立坂本龍馬記念館、桂浜公園駐車場)

・令和7年2月16日(日)8:00～13:00

【総時間数：25時間程度、総人員：5名程度】

4. 委託業務内容

(1) 業務内容

- ①スタート・フィニッシュ会場、中継地点周辺、コース上(主要駅等周辺等を含む)
における参加者・応援者、歩行者、車両の誘導、案内、安全確保
- ②交通規制の開始及び解除に関する補助および車両等の整理、誘導、迂回路案内
- ③苦情、急病・怪我等の対応
- ④フィニッシュ会場周辺の違法駐車、迷惑駐車対策
- ⑤緊急車両の動線確保
- ⑥関係車両の整理誘導
- ⑦巡回警備(施設、備品等の盗難及び損壊防止)
- ⑧火災・地震等の災害時における避難誘導
- ⑨その他、委託業務の遂行上必要と認める業務

(2) 警備員

従事する警備員は、警備業法及び関係法令に定められた教育訓練を受け、現場活動に熟練度の高い者であること。また、受託者は必要な警備員の確保を行うこと。

(3) 警備計画書の作成

各交通規制エリアの警備業務を一体的に行うため、全体の警備計画（組織図）を作成し、併せてスタート・フィニッシュ会場、交通規制エリア等における警備員配置図、業務内容及びその対応を明確にした警備計画書を作成すること。

なお、警備計画書の作成及び委託業務の実施に当たっては、警察署等関係機関との協議を十分行うこと。

(4) 業務実施報告書の作成

大会期間中の警備実施状況および課題についての報告書を提出すること（様式自由）

(5) 遵守事項

- ①委託業務の遂行にあたっては、警備業法及び関係法令を遵守すること。
- ②警備業法第14条に規定する者を派遣してはならない。
- ③受託者は、警備に従事する者の名簿（交通誘導警備、雑踏警備の資格を明記したもの）を委託者に提出すること。
- ④受託者は無線の使用に関して電波法を遵守し、他の通信に混信・妨害を与えてはならない。
- ⑤受託者は委託業務に従事する警備員に関する諸法令上の一切の責任を負うものとする。
- ⑥受託者は警備業者賠償責任保険若しくはこれに代わる保険に加入しておくこと。

(6) 警備員の服装及び携帯装具等

- ①受託者は警備員に対し警備業法で規定されている服装を着用させる。（過度に染めた頭髪や他人に不快感を与える恐れのある髪型・アクセサリ等は認めない。）
- ②受託者は警備員に対し、必要に応じて情報を共有するためのトランシーバー等通信機器を携帯させなければならない。
- ③業務上必要な物品は、受託者側が準備すること。

(7) 実施業務における留意点

- ①指示系統が明確であり、緊急の事態等に素早い対応ができること。
- ②業務の実施に当たっては、安全管理を徹底し、事故防止に努めること。また、委託者と綿密な情報交換を行うとともに、委託者の指示に従うこと。
- ③常に大会実施本部員に準ずる者としての心がけを持って従事し、言動に注意した対応に配慮すること。
- ④警備員の休憩・交代等による人事管理及び食事等の手配については、受託者側で対応すること。
- ⑤業務場所までの警備員の交通手段・駐車場については、受託者側が手配すること。
- ⑥業務時間の終了時刻は予定であり変更する場合があること（終了時刻は委託者の指示によるものとする。）。

- ⑦業務実施中、警備に関する苦情等の事案が発生した場合は、適切に対応すること。
また、対応が困難な事案が生じた場合は、速やかに委託者に報告し、対応方針指示を受け、対応すること。
- ⑧高知龍馬マラソン2025の概要を理解し、参加者・応援者等からの質問に対しては適切な対応を行うこと。

5. 業務保証人

- (1) 受託者は、当該責務が果たせない場合のために、受託者に代わってこの委託業務の完成を保証する業務保証人をたてなければならない。
- (2) 業務保証人は、受託者に代わって項目4. 委託業務内容を実施することができる業務実施能力、資力があり、高知県指名競争入札参加資格者であることを承認の基準とし、委託者が認めた者とする。

以上、本業務は本仕様に基づき実施することを基本とするが、本仕様に定めのない事項又は同内容を変更して実施する場合は、委託者と協議のうえ実施すること。